

認知神経リハビリテーション四国合同勉強会会則

第1章 総則

第1条 本会は認知神経リハビリテーション四国合同勉強会と称する。

第2条 本会は事務局を高知医療学院内に置く。

第3条 本会は、認知神経リハビリテーションに関する理論的・実践的研究ならびに四国4県の相互交流を促進することによって認知神経リハビリテーションの発展をはかり、これによってリハビリテーション医療に資することを目的とする。

第2章 事業

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために以下の事業を行う。

(1)勉強会の開催

(2)会員の研究に資する情報の収集と紹介

(3)その他本会の目的に資する事業

第5条 勉強会は1ヶ月に1回程度開催する。

第3章 会員

第6条 会員資格：第3条に定めた目的に賛同を得て入会した四国4県在住の個人とする。

第7条 会員になろうとするものは、必要事項を本会に登録する。

第8条 会員は、本会の行うあらゆる事業に会員の参加費で参加することができる。

第9条 会員は、退会しようとするときはその旨を会長に届け出なければならない。

第10条 再入会の希望の際は第7条の通りとし、これを妨げない。

第4章 役員

第11条 本会に次の役員を置く

(1) 会長 1名

(2) 世話人 10以上20名以内（内、若干名を総務、会計、庶務を担当する）

(3) 監事 1名

第12条 会長は世話人の互選によって定められ、本会を代表する。

第13条 世話人は、四国4県の協力者の中から世話人会の議を経て、会長が委嘱する。

第14条 監事は世話人会の議を経て世話人から選出し、会長が委嘱する。

第15条 監事は本会の運営および財務の監査を行う。

第16条 役員任期は2ヵ年とする。ただし、役員再任はこれを妨げない。

第5章 会議

第17条 本会の会議は世話人会から構成される。

第18条 世話人会は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務める。

第19条 世話人会は、次の事項を審議する。

本会の運営に関する事項

本会が行う事業に関する事項

その他必要と認められる事項

第6章 会計

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第7章 会計報告

第21条 本会の会計報告は、毎年世話人会で行う。

第8章 会則変更

第22条 会則の変更には、委任状を含めて過半数の世話人が出席する世話人会において、その2/3以上の賛成を必要とする。

付則

本会は2013年1月25日より活動する。

本会則は2023年1月13日より実施する。

2022-2024年度 役員名簿

会 長 沖田学（愛宕病院）

世話人 海部忍（鴨島病院）

片山亜樹（鴨島病院）

國友晃（愛宕病院）

佐々木克尚（四国医療専門学校）

田淵充勇（高知医療学院）

鶴窪良樹（MIRAI 病院）

豊田拓磨（愛宕病院）

花田智仁（松山リハビリテーション病院）

平谷尚大（脳損傷友の会高知青い空）

松本祐輝（末広ひなたクリニック）

明神茉倫子（高知医療学院）

八坂一彦（高知医療学院）

山崎倫（南高井病院）

監 事 穴吹泰典（四国医療専門学校）